

## 呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの影響を鑑み、市内の中小企業者の消毒に係る負担を軽減し、かつ、感染者の増加を防止するため、予算の範囲内において呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象となる事業及び経費)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新型コロナウイルスに係る消毒事業とし、補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルスの消毒に要する消毒事業に携わる事業者への委託費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、市内に本社又は主たる事業所を有する者
- (2) 新型コロナウイルスの感染者（以下「感染者」という。）が訪問等をした日から概ね1週間以内に事業所等を消毒した者
- (3) 感染者の訪問等を呉市が確認できた者
- (4) 広島県からの休業協力要請を遵守している者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- (7) 公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。

2 補助対象経費に対し、国、地方公共団体その他の団体等から別に助成措置等を受けたときは、当該補助対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

- (1) 消毒に係る委託費の見積書の写し
- (2) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては住民票）（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (3) 市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付等の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとは認めたときは呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の計画の変更をするときは、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を提出して、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（変更等の決定）

第8条 市長は、前条の規定により呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金計画変更承認申請書の提出があつたときは、変更内容を審査の上、適当と認めたときは呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、適当でないとは認めたときは呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から40日を経過する日までに、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 消毒に係る委託費の支払を証明する書類の写し
- (2) 消毒作業の撮影写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、実績報告書の内容について、実地に調査することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金額確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、確定通知書に基づき、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付請求書(様式第9号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第13条 市長は、必要と認めた場合に限り、規則第23条の規定による手続の併合のほか、申請者の事情に応じて特定の手続を省略することができる。

(その他)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月27日から実施する。

呉市長

(申請者)

所在地 〒

名称

業種

代表者

印

担当者

電話番号

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付申請書

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請金額 金 円 ※千円未満は切捨て  
算定根拠

$$\left( \begin{array}{c} \text{委託費}^* \\ \text{他団体からの助成金・保険金等} \end{array} \right. \text{円} - \left. \text{円} \right) \times 1/2 = \text{円}$$

※消費税及び地方消費税の額を除く。

2 事業計画

(1) 実施予定日	年 月 日
(2) 実施場所	〒
(3) 消毒事業者	
(4) 実施内容	

3 広島県からの休業への協力要請の対応状況

遵守している  遵守していない

4 添付書類

- (1) 消毒に係る委託費の見積書の写し
- (2) 法人の登記事項証明書(個人事業者にあつては住民票)(提出日前3か月以内に発行されたもの)の写し
- (3) 市税の滞納のない証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

殿

呉市長

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金については、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金の交付の条件
  - (1) 申請者は、補助事業等が完了した日から40日を経過する日までに、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次の書類を添えて提出すること。
    - ア 消毒に係る委託費の支払を証明する書類の写し
    - イ 消毒作業の撮影写真
    - ウ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業等を休止し又は中止若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

呉 第 号  
年 月 日

殿

呉市長

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金については、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第6条の規定により、不交付とすることに決定したので通知します。

呉市長

(申請者)

所在地  
名称  
代表者名  
担当者  
電話番号

印

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け呉 指令第 号で呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり計画を変更したいので、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金の変更金額

(1) 変更後の補助金の額 金 円 ※千円未満は切捨て  
算定根拠

委託費※ 他団体からの助成金・保険金等  
(  円 -  円 ) × 1 / 2 =  円

※消費税及び地方消費税の額を除く。

(2) 変更前の補助金の額 金 円

2 変更の理由

3 添付書類

変更後の消毒に係る委託費の見積書の写し

呉 第 号  
年 月 日

殿

呉市長

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金計画変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった事業の計画の変更については、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更決定額 金 円



呉 第 号  
年 月 日

殿

呉市長

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金計画変更不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった事業の計画の変更については、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第8条の規定により、不承認としたので通知します。

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金実績報告書

年 月 日

呉市長

(報告者)

所在地 〒

名称

代表者

担当者

電話番号

印

年 月 日付け呉 第 号で呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金の交付決定を受けた事業を完了したので、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績及び効果

(1) 実施完了日	年 月 日
(2) 実施場所	〒
(3) 消毒事業者	
(4) 実施内容	
(5) 実施効果	

2 補助金交付予定金額 金 円 ※千円未満は切捨て  
算定根拠

委託費※ 他団体からの助成金・保険金等  
(  円 -  円 ) × 1/2 =  円

※消費税及び地方消費税の額を除く。

3 添付書類

- (1) 消毒に係る委託費の支払を証明する書類の写し
- (2) 消毒作業の撮影写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金実績報告書

年 月 日

呉市長

(報告者)

所在地 〒

名称

代表者

担当者

電話番号

印

年 月 日付けで呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金の交付を申請した事業を完了したので、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績及び効果

(1) 実施完了日	年 月 日
(2) 実施場所	〒
(3) 消毒事業者	
(4) 実施内容	
(5) 実施効果	

2 補助金交付予定金額 金 円 ※千円未満は切捨て  
算定根拠

委託費※ 他団体からの助成金・保険金等  
(  円 -  円 ) × 1/2 =  円

※消費税及び地方消費税の額を除く。

3 添付書類

- (1) 消毒に係る委託費の支払を証明する書類の写し
- (2) 消毒作業の撮影写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

呉市長

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定のあった呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金については、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の請求方法  
呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付請求書(様式第9号)を提出してください。

呉市長

(申請者)

所在地  
名称  
代表者名  
担当者  
電話番号

印

呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付請求書

年 月 日付け呉 第 号で交付決定を受けた呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金について、呉市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求金額 金 円

2 振込依頼先

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通・当座
口座名義	(フリガナ)

